

(会長)

それでは本日の議事次第にございます協議事項として、次期食の安心・安全行動計画案の概要を核にご意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1について説明させていただきます。1ページでござひます。これは前回の審議会でもお示ししたスケジュールでござひますが、今回は第3次の計画策定になります。スケジュールに掲げておりますように、今回の審議会では、概要案ということでご審議いただき、その内容を踏まえて6月の議会に報告していきたいと思ひております。その後、9月、12月に審議会を開催しまして、そこでの審議を踏まえて、最終的には12月議会での議決を得ようと思ひております。

次に、3ページ4ページで計画案の概要を示してあります。最初に行動計画策定の趣旨でござひます。現在まで1次、2次の計画に基づき、食の安心・安全のための様々な取り組みを行ってきたところでござひます。現在は第2次の計画ということで取り組んでおり、後ろの4ページの枠囲いの平成22年から24年までの行動計画ということで、当初課題で書いてありますようなこの4つの課題の解決に向けて取り組んであります。

具体的な行動数値目標につきましては、9ページの資料2をお願いします。これは、この期間におきます数値目標ということで、39の目標を設定してあります。前回、3月の審議会でもお示したものでござひますけれども、最終的に数値を確定したものがこれでございます。10ページを見ていただきたいと思ひます。大きな柱ということで、1、相互理解と府民参画、2、監視・指導の強化、3、安心・安全の基盤づくりと柱立てしてありまして、1と2については、数値目標すべてを達成してあります。3番目につきましては、14の数値目標のうち、10項目達成してありますが、残りの4つについては、未達成という状況になってありまして、現時点での課題と認識してあります。

そのようなことで取り組んでいるところでござひますけれども、資料の3ページをご覧ください。現在の第2次の行動計画を策定した以降新たな事案としまして、食品の放射性物質汚染に対する不安や、牛肉などの生食に伴う食中毒事件、引き続き発生してあります食品の偽装表示などがあります。それに加えて、ITの進展に伴いまして、信頼できる情報が不足していることにより、依然として食の不安が解消されない状況にござひます。

このような中で、次期の計画につきましては、現行の行動計画の枠組みを継

承しつつ、25年度から27年度の新たな目標施策等を明らかにしようとしているものでございます。

次に、行動計画の枠組みをご覧ください。第1章では、食を取り巻く現状及び課題、第2章につきましては、計画の基本的な考え方といたしまして、第1章の①にあります食品の放射性物質への不安、②にあります情報の氾濫と信頼できる情報の不足が食の不安を拡大していると、3番目としまして、③にあります牛肉の生食に伴う食中毒事件や、産地偽装の続発、という現状課題を踏まえまして、従来の取り組みの強化と新たな課題への対応を通じ、府民の食に対する安心感の向上をはかりたいと考えております。

第3章の取り組みの展開でございます。

第2章を踏まえまして、取り組みの具体的な展開方策を4つの柱立てとして記載しております。①の第1の柱でございますけれども、昨年度から実施しております放射性物質に係る流通食品、府内産農林水産物のモニタリング検査の継続・強化、あわせてこれらの結果につきまして、府民に丁寧に情報提供いたしまして、理解促進をはかろうとするものでございます。

②の第2の柱でございます。食の安心・安全に関する情報について、府民との情報共有をはかるということを考えております。具体的には、マスメディアなど多様な媒体を通じて府民との情報の共有をはかり、双方向の情報交換を通じて、府民参画を広げるとともに、食について学ぶ機会の充実をはかろうとするものでございます。

第3の柱でございます。生産・製造された食品の安全性を担保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するために、従来行っております検査・指導・啓発の強化に加えまして、食品の表示につきましては、科学的検査による効果的な監視を行うとともに、事業者向けの講習会や相談窓口の充実をはかり、これらの取り組みを一層強化しようと考えております。

4ページをお願いします。④の第4の柱でございます。第4の柱につきましては、第3の柱の監視・指導に対しまして、事業者支援の取り組みとして、食品を生産・製造する生産者、事業者が取り組んでおられる農産物の生産工程管理手法、京都こだわり農法、加工食品の品質管理向上など、安全性が向上される取り組みに対しまして、府としても消費者にPRしようとするものでございます。

第4章の行動計画の管理・公表でございますが、行動計画に基づく施策の実施状況を従来どおり公表していこうと考えております。

真ん中から現時点での実施状況を示しております。先ほども少し説明しましたように、90%の項目で目標達成はしておりますけれども、一番下の課題に書いてありますように、①、②、③、それぞれの事項について、次年度の行動計

画の枠組みに反映させております。

次、資料の5ページをお願いいたします。これは参考資料ということですが、左から1次、2次、それから一番右が今回の次期計画と流れを示しております。基本的な考え方につきましては、先ほどの4本の柱という形で示したものをここで記載しております。新規計画の一番下の具体的な取り組みにつきましては、今後、新しく、あるいは強化する取り組みとして3つ掲げておりました、安心確保のための放射性物質等の検査、多様な広報媒体を活用した府民目線の効果的な情報提供、相談窓口等の充実ということで、新たな取り組みを考えているということでございます。

それから、こちらも参考資料ですけれども、6ページをお願いします。これは上に書いておりますように、京都府立大学で行われました地域貢献型特別研究の成果でございます。これは、府民の安心・安全に対する意識ということで、大学生を対象に実施された調査でございますが、この下の成果を見ていただいたらおわかりかと思うのですが、情報の入手元としては、インターネットやテレビがやはり重要な位置を占めているという中で、それに対する感想につきましては、行政、専門家からの説明がわかりにくい、わかりやすい説明を求めるといったことが意見として出されているので、この意見も踏まえ、次期計画の枠組みの一つに入れ込んでいるものでございます。

それから、資料7ページ、8ページをご覧くださいと思います。京都府の計画と他府県での計画を比較しております。他府県につきましては、約半数近くの府県が、私どもの行動計画のような計画をつくっているのですが、この資料につきましては、23年度以降に策定した都県及び京都市の分を比較して掲載しております。下の方に未分類という形で、京都府の計画には無く他府県ではあるものを掲載していますが、京都府の場合、行動計画以外にも様々な食の安心・安全に係る計画を持っており、その中で実施しているものも多く、結論といたしましては、網囲いをしております放射性物質の検査及び指導が抜けている程度で、他府県並みの計画と結論づけているところでございます。

計画の概要の説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。事前に資料も送っていただいたのですが、改めてご説明をお聞きして、次の行動計画を策定するに際して、いろんなご意見があると思うのですが、お聞かせいただきたいと思っております。

幾つかご説明いただいたのですが、5ページの所にこれまでの第1次、それから今年度で終わりますけれども現行の第2次の計画、そこにはその時々の方の社会的な状況、いろんな事件を反映して、優先事項としてその時々盛込まれ

ていったということです。そういう状況を踏まえて、次の計画のところにどのような形でそれを継承する、あるいは新しく盛り込む、そういう点についてご意見をお聞かせいただければと思います。

今、ご説明のあった部分について質問とか感想でも、ご意見ありましたらどうぞ挙手をお願いします。

最初に計画をつくる時に、全国の状況を情報収集されて参考にするところもあったかと思うのですが、第2次の計画も現在進行中ですが、まとめたいただいた7、8ページのところで、特に他府県並みとおっしゃいましたけれども、京都府が特にここは優れているのではないかというところを感じておられる部分がありましたらお聞かせください。府民との情報交換のあたりは実際にはかなりやられているという印象があるのですが。

(事務局)

今おっしゃっていただきましたように、消費者団体との意見交換会、各地域からご要望があったら京都府の職員が行かせていただいて説明なり意見交換をさせていただくという出前講座。それから、特に去年はより強化ということで、リスクコミュニケーションの実施、そういった取り組みをやっております。それについては、本庁だけではなく、各広域振興局、保健所も含めましてかなりの回数を開催しております。他県との比較ということはきちんとはやっていませんが、農政局で情報交換する中で近畿の他府県と比べても決して引けはとってないと思っています。

ただ、頂いたご意見を我々としてしっかり施策に反映していくという姿勢を持ってやっているつもりですが、更にしっかりやっていないといけないと思っています。それから回数だけではなく中身について、バージョンアップしていかなければならないと思っています。もう一つはリスクコミュニケーション、これは放射性物質の関係につきまして、昨年10回以上開催しており一定成果もあったのですが、更に今年度以降効果的な取り組みを考えていこうと思っています。

(会長)

ありがとうございます。何かご意見ありますか。

(委員)

6ページの大学生を対象にした調査を見せていただきまして、食に対する情報は行政の説明では分かりにくいとありますね。いろいろなツールは使うけれども、情報が信用しきれないと書かれているのですけれども、これに関して、

例えば、どこがわからないのかまで突っ込んで聞かれるということは無かったのかなと思っています。

といいますのは、放射能汚染に関しまして、小さい子供さんたちを持った若いお母さんたちは、これは安全ですよと幾ら説明をしても本当のところを何とか知りたいという気持ちがあるわけなのですね。私たちの世代の人に聞きますと、私はいいけれど、孫の話になったらやはり気になりますねという話になってまいります。

それで、リスクコミュニケーションでも学習会でも懇談会でも、集まってきた人たちを説得することは出来るのだと思うのですがけれども、分かったけれども安心出来ないという人達に対して、懇切丁寧な説明が必要だろうと思うのですね。今までの出前講座は、例えば、幼稚園だとか保育所だとか、そういうところへ押しかけて行って、とにかくちょっと説明させてちょうだいよというぐらゐのことは、恐らくなさっていないと思いますけれども、そういうことをやった方がいいと思います。

行政としてやれることというのは、本当に安心・安全を担保するために、いろんな基準を設け、検査をし、公表し、どういうところで買えばいいよということも含めた指導までは出来ます。この様な形で検査をしていますということ、きちっと喋っていただけることによって安心できると思いますので、折角やっていることが十分に伝わっていないという中で、現場へ出ていくという、そういうことが必要だと思っているところです。以上です。

(委員)

今と同じ感想を持っているのですが、今の22年から24年の計画の時に、それまで柱の最後であった信頼づくりを最初に持って来て、府民参加でやっていこうということに私も賛同したのですが、この最後の1年で放射性物質の問題があり、そのことが緊急性を持って必要とされた1年であったと実感しています。各府県の計画比較一覧表も非常に大変な資料を準備していただいております。京都府が相互理解と府民参加ということに重点を置いているということが、この表から見ても大変よくわかり、特にこの1年は大変お忙しい思いをされてご苦労さんだっただと思っています。

それで、これからの3年間どのように進めていくかということで、一つは基本的な食の安全、これまでどおりの農薬や添加物や食品の品質管理という点での基本的な安全管理と、また少し質の違う放射性物質という問題に、これから3年はしっかり取り組んでいただきたいと思っています。私も京都府のリスクコミュニケーションに参加させていただいて、放射能というものは目に見えないのだけれども、日常的にも自然界にもあるということを実感をしたの

ですけれど、勉強させていただいてそのことを理解する府民をいかにつくっていくか、広めていくかということが非常に重要だろうと思っています。そういう意味で、検査はもちろん十分していかなければなりません、意識をどうつくっていくかということが非常に重要な3年になるのではないかと考えています。この問題は、原発反対ということにもかかわって、非常に揺れている状態ですね。何がなんでもノーだと、放射能はゼロでないといけないという極端な方から、一定のリスクはあるけれど必要だという方まで、非常に幅の広い状況の中に国民は揺らいでいるという状況です。ただ、反対とか賛成とは別に、やはりこの問題については、原発がたとえなくなっても放射性物質とは共生をしていかなければならないことを踏まえてきちんと理解しておく絶好のチャンスだととらえ、様々な形で進めていくことは大変重要だと考えています。

それから、先ほどの学生さんの調査ですけども、やはりインターネットからの情報というのは結構あるのですよね。そのインターネットの情報も様々な情報が飛びかかっていて、そこからどう選択していくかという、その能力が問われるという難しい問題なのですが、一つは、今、メールマガジンを京都府も発行していますが、もう少し充実させていただいて、楽しみながら知識として受けとめられるという工夫をしていただけたら、ありがたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

(委員)

他の府県はやられていない貝毒プランクトンの監視ですけども、どういう形でやられたのか。漁業者が採ったものを検査したのか。あるいは府民の方が採ってきたものについてされたのか。

(事務局)

今ほどのプランクトンの検査でございますけれども、貝毒につきましては、ご存じのとおり2つの貝毒がございます。1つは麻痺性と、それから下痢性。これはそれぞれ、植物プランクトンが原因になりまして、二枚貝に蓄積して貝毒になるということで、その原因のプランクトンが海中でつくられております。そこで、京都府の農林水産技術センター海洋センターで定期的に舞鶴湾、内湾域のプランクトンを採取し顕微鏡で見ましてどのくらいの量があるか、量が高まってきましたら漁業者へ情報を出しまして、漁業者が実際に貝毒の検査をし、貝毒が出ましたら出荷をストップするということをさせていただいています。

(委員)

マウスユニットも調べてられるということなのですか。

(事務局)

先ほども申しあげましたように、プランクトンの量が高まってきましたら漁業者が自主検査という形で検査をしまして、4マウスユニット、0.05マウスユニット、これを超えない範囲かどうかをチェックし、超えたら即座に出荷を止めるという対応をとっています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

私は、JAの組織に長年所属してきたものでして、食については生産の立場、消費者の立場、いろんな立場から見せてもらって事業に関与してきたという経験から、食の安心・安全に対しては非常に関心を持っておりました。従って、2年前に京都府食の安心・安全審議会委員に応募させていただいたのですが、1回、2回目の審議会は余り理解しないまま進んだということです。2年目に入りようやく、安心・安全推進条例に基づいて審議会がどういう役割なのかということがわかり出してきたということです。

そういうことから考えまして、過去の取り組み成果を整理されておりますけれども、今度の第3次の計画は、過去2回の取り組みを踏まえて項目をまとめられるのではないかという気がします。要は、それを具体的にどう施策の中に反映して、それを審議会ですら検討して報告をしていくかというところにあるのではないかということです。例えば、先ほどの大学の意識調査にもありますけれども、大学生だから、こういう答えが出るのです。ところが、これが主婦だったら、あるいは事業者だったら、また違うと思うのです。だから、対象によってどういう情報を集めて集まった情報をどう発信していくかというようなことも、具体的に打ち出して行く必要があることを考えますと、インターネットがかなり普及してきていますけれども、必ずしもインターネットが一番いいということにはならないと考えます。これからの検討課題になりますが、どう情報を集めてどう発信していくかは、検討してもらわなければならないことと思っております。

それから、食育について私は非常に関心を持っておりまして、この行動計画案の概要の中にもありますけれども、子供の頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進していけばいいと思います。それを具体的にどう推

進していくのかということを示せるようにしていただきたいなと思います。これは必ずしも子供だけではないので、大人に対する食育も考えてもらう必要があるのではないか、と感じましたので申し上げさせていただきます。

(会長)

今、事務局の資料のところで大学生のアンケートを出されていますが、少し誤解を招く部分もあるので、これは京都府立大学と京都府が地域貢献型の特別研究を実施した1つの例として出されており、この安心・安全の行動計画の参考資料という程度でながめるのも一つかと思います。

それから、今おっしゃいました食育、あるいは情報の収集と発信というのは大事なことなので、現在進行中の行動計画の10ページ以降のところの相互理解と府民参画の1のところ、食育を通じた知識の向上をあげて実際に実施しておられますが、この部分をさらに充実することによって、各年代での生産者、消費者との間での相互理解がすすむよう、次の行動計画の柱の中に、しっかりと立ててほしいということによろしいですか。

他にございますか。

12ページの親子研修会等の開催というところで、24年度は5回予定されているということですね。それから食の体験農場というところも24年度は5回予定されているということですので、このように出来るだけ色々な形で開催していただきたいと思います。

それから、14ページの④のところの食に関する指導計画の策定学校数について御説明お願いできますか。

(事務局)

食育の推進ですが、各学校で指導計画をつくりそれに基づいて進めていくということで、当初この策定の時点では、取り組みがまだ進んでいなかったのがこういう形にしたのですが、結果として既に全校で策定済みとなっております。

3月の審議会では次の段階を目指すべきだというお話がございましたが、この食育につきましては、食の安全性に関する知識だけではなく、生産であるとか、作物の栽培であるとか、地元の農産物だとか、様々なものをそれぞれの学校の状況、特性に応じて取り組むということをやっています。

1つ重要なのが、学校給食を生きた教材として取り組むということもありますし、それ以外にも、社会科であるとか様々なカリキュラムの中で取り組まれています。

(事務局)

府内の公立の小、中、高等学校、特別支援学校を含めて、全校でそのような教科や、給食の時間を使い、子供たちに指導をさせていただいています。

(会長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

それで、今、御意見いただきましたけれども、次の行動計画の概要について、3ページ、4ページにまとめられておりますけれども、枠組みとしては、食を取り巻く現状及び課題というところで、これまでになかった①のところ、原発事故による食品の放射性物質への不安の発生、これに取り組む。それから情報の不足や誤解、あるいは不安感を招くというところへの取り組み、それから3番目としては、産地偽装や食品表示にかかわることですけれども、そういう大きな柱の部分について、今後、行動計画の中に盛り込んでいくという案について皆さんのご意見をいただきたいと思います。

これを大きな方針として了解するというのであれば、この場で了解したいと思いますが。

(委員)

一つ質問、よろしいでしょうか。食品表示関連法が改正されるということで、食品表示の相談窓口の充実というのは、誰が相談するのですか。

(事務局)

後ほど食品表示一元化に向けた国の検討状況を御報告させていただきますが、食品表示については、食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法等複数の法律がそれぞれの趣旨に基づいて制定されており、消費者にとってはわかりにくくなっているということが1つあります。それから、生産者、販売者、事業者の方々にとってもわかりにくく、特に適正表示をしないといけないという意識を持っておられる方々ほど、悩んでおられる状況がございます。

現状の京都府の相談体制は、基本的には、食品衛生法の所管、JAS法の所管がそれぞれで対応するという形にはなっていますが、食の安心・安全推進課、各広域振興局で、食品表示110番というものを持っています。この設置は、ちょっとこれはおかしいのではないかとかいう府民からの相談、どういった表示をしたらいいのかという事業者からの相談、そのようなものを一元的に受け付けようということで、我々、食の安心・安全推進課、JAS法を所管しているところで持っております。基本はJAS法なのですが、それ以外のものにも、関連するものについては、連携しながら対応するという形でやっております。そのところをもう少し丁寧な対応を、ということ考えると、現状は充実と

いう抽象的な表現にしておりますが、他県で実際にやっておられるところを見ますと、各種法令を一元的に相談対応されているようなところもございますし、相談を受けた後の対応をそれぞれやられるというようなところもございます。そういう事例も見ながら、京都府として、現実的にどういう対応ができるのかというようなことを考えたいと思っているというのが趣旨です。

あわせて窓口だけではなく、色々な形での勉強会というようなことも含めまして、一步踏み込んだことが出来ないかということを考えています。又、色々ご意見、こんなことやったらどうかとかいうようなことをいただきましたら、検討していきたいと思っております。

(委員)

福島の問題は過去のものなのですが、最近、大飯原発を再稼働するという問題があって、大飯というのは隣の県ですので放射性物質の流出事故が起こったらすぐに害を被るのですけれども、府の方でどういう警戒や監視をするのかというようなお話ができましたらよろしくお願いします。

(会長)

後ほど事務局から説明があると思いますが、安心・安全を担保するということでは実際にモニタリングをやっていて、何かが起これば、危機管理というところで府民に公表する体制はもう出来ていると思うのですが。

(委員)

でもこの間の会議で、京都府の山田知事や滋賀県の知事は何もおっしゃらなかったのです。

(会長)

発生が放射能であるということだけで、例えばインフルエンザであっても、食の安心・安全にかかわる事故が発生したことに対する危機管理体制というものは、府の中ではでき上がっていると思うのですが。それが特に放射能の場合には、あるいはその原因が原発である場合には、特別な要件が加えなければいけないのかというのはちょっと。

(委員)

近いですから、隣の県ですからね。

(事務局)

原発の関係については、ここの場で言うことではないのかと思いますが、会長がおっしゃったように、緊急対応の方、まずは人命優先で、府でも色々な対策をしているところです。その中で、農産物や食品への汚染という次の段階の話ですが、それについて現状で言いますと、府内産の農林水産物につきまして、これは基本的に安全性に問題がなく安全なのですが、今のこういう現状の中で府民の皆さん、色々不安に思っておられるところがありますので、きちんと監視をして、モニタリング調査をして、結果として、大丈夫ですということを発信しております。

ただ、万一基準値以上の放射性物質が検出されたときにどのような対応をするかという、緊急対応のプログラムは作っていて、その中で想定されるものについては現時点で準備をしておりますし、更に問題が出てくればそれに応じて、行動計画というような中期的なものではなく、緊急対応としてすぐさまやっつけていかなければならないという認識です。

(委員)

風評被害が起こるという可能性が十分にあるので、もし近くで放射能の流出があった場合、京都の魚は食べられないということになってしまうので、その辺りは考えておいていただきたいと思います。

(会長)

次の行動計画に盛り込むところで、安全管理体制の強化、特にモニタリング検査をこれまで以上に、ということが3ページのところにも書き込まれておりますので、その方向で行くのだと思います。

ほかに何かございますか。

1点希望なのですが、4ページの安心・安全の基盤づくりのところ、他の部分に比べると弱いのかなという印象を受けます。それで、第1次の時も、現行の計画でも計画達成度が低いのが気になるところです。現行計画、それから新計画、5ページですけれども、次回も安心・安全の基盤づくりは継続というところなのですが、出来ましたら生産者の方のご努力を京都府としてサポートしながら、出来れば充実という半歩ぐらい前進した形で次の計画を組んでいただければと思います。GAP等、生産者に負担を強いることにつながるのですけれども、こだわり農法、更には加工食品の部分についても、勢いがないかなという印象を受けるのですけれど。

(事務局)

ありがとうございます。ご意見賜りまして、そのように検討していきたいと

思います。その中で、当初のアクションプランの時からもそうなのですが、生産物の品質向上、安全性の向上ということについては、頑張っておられる生産者の方々のご努力をきちんと評価し、それを府民の皆さまにお知らせしていこうというのが基本的な考え方だと思っております。そのような認識のもとに、ここで書き方は弱いのですが、その取組を消費者にPRしたいという思いがござります。そこのところを更に充実させていきたいと思っております。

(会長)

他にご意見ございますか。

(委員)

今おっしゃっていることと関連するのですけれども、審議会に参加している者たちは、食の安心・安全への関心がとても高いのですけれども、一般の社会でいうと必ずしもそうではない、むしろ食の安心・安全とか、生産のことについての意識、関心も低いという現状があるのではないかと感じています。そして、なぜ、食の不安や不信というのが出てくるのかということ、知らない、正しい知識を持っていないということも大いにあるのではないかと思います。現に、先日、滋賀県の食の安全・安心審議会の担当の方と会ったのですが、滋賀県では、この審議会には20人ぐらい傍聴者が来られることもあるらしいですね。それに、京都府下で食育推進計画をつくっている市町の割合も、まだ57%しかないとなると、これは関心が高いとは言えないと思うのですよね。

もっと関心を高め、知識を持っていただくことや、息吹を高めていくこと。放射性物質のことについても知識を持つことや、現場の生産者の方々がどんなご苦勞をされているのか、福島のあたりの農家の生産者の方々のご苦勞とか、そういった現状をもっと知っていかなければならないと思います。その中で府の役割を見定めていただいて、市町村を引っ張っていくような、そういう府としての役割を果たしていただきたいなど。現場のリスクコミュニケーションだけじゃなく、第一線に出ている人たちをもっと引っ張っていただきたい。よろしくをお願いします。

(会長)

情報発信というところで、アドバイスなどありましたら。

(委員)

情報の発信は、発信する方は一生懸命発信していると思っているのと、それから受け手の方は関心のあるものに対しては貪欲に情報をとりに行こうと思っ

ているのですけれども、関心がなければ、すぐチャンネルを変え、積極的に取り込もうとしない。それから、今関心が持たれているニュースには飛びつくけれども、そうでないものについては、そんなことよりもっと大事なことがというように、なかなかマッチングしてないのが現状だと思います。これをうまく取り込んでいこうというのは、本当に難しいことで、ほとんどの媒体が究極の目標にしていることで、これは本当に難しいことだと思っています。

それを含め、国民の食だけでなく、あらゆるものに対する不信感というのが非常に根強く大きくなって膨らんでいると思います。この不信感を取り除くための施策、取り組みをしていかないと、不信感が大きくなり不安を持つ。不安感というのは膨らんでいくもので、本当のことを言っても本当のことではないだろうと勝手に思ってしまうこともある。食べるものですから、蓄積していくので、値段の高いものでいいのか、広告をどんどん打っているメーカーのものがいいのかというように、非常に選択の基準が、本来のものと違ってきている部分もあると思います。

だから、京都の安全につくってもらっている農産物が本当に安全なのかと思ったら、消費者へもっと心を打つような訴え方をしないと。京都の食品、農産物は安心ですよと言われたって、そうかということで終わってしまうと思うのですね。その辺がちょっと難しいのではないかと思う。不信感を取り除いて、不安を安心・安全だと思ってもらえるようにするには、生産者は生産者でそれぞれの取り組みを地道に伝えていかないと、ただ単に数値の低いものだけが安心だとなっていて、国の基準よりももっと低いもの、本当はゼロに近いものとなっていて、それは本当に国民のためになるのかということ、知識を得ることは大事だと思うのです。これが一番というものはないので、それぞれの段階でより安全な、不安にならないようにという取り組みしかないのではと思っています。

マスコミもそこに基本的なスタンスをおいて報道すべきだと思っているのですが、最初に言いましたように、非常に難しい問題だと思います。やっぱり地道な取り組みしかないのかなと思います。

(事務局)

大変いいご意見をいただいていると思っています。少し話は違うのですが、この20年間、京都府はブランド京野菜等のブランド戦略をやってきたのです。本当に先人たちが頑張っていて、生産面でのこだわりであるとか色々なPR活動、特に東京を一つの拠点としてやってきた中で、昨年3月の日経リサーチの農産物ランキングを見ますと、知名度では1位が丹波の黒大豆、2位が京野菜、3位が九条ねぎ、4位が宇治茶、5位が野沢菜ということで、ここで初めて他

府県が入りまして、6位で、また賀茂なすということで、先人、先輩たちが地道に行ってきたPR活動とか、こだわり栽培でいいものをつくってこられた一つの成果であると思います。本当にいい事業は色々ご指導いただいてPRの仕方も含めまして、しっかり考えていなくてはいけませんし、これは行政だけでできるものではございませんので、お集まりの皆さん方、幅広く一緒になってこうした地道な取り組みを継続的にやっていけるようお願いをしたいと思います。

特に食育については、しっかり取り組んでいくべきことであると思っておりますので、幅広くご協力をいただきますよう思っております。

(会長)

生産の立場からのご意見を。

(委員)

資料ナンバー2ですね、23年と24年度の実績なり目標が示されている。そうすると、5ページで見えますと、22年から24年比は一つの現計画の最終年度ということで、一定、23年度までにおいてどの程度出来ているかということがまずあって、出来ていないところを踏まえて問題課題が出て来ているはずなので、そこを踏まえて25年から27年の計画を審議すべきだと。ところがいきなり新計画はこうですよ、となっているのですよね。23年以前にどこまで出来ているのかということを確認にして、問題課題を示すべきだと。

ところが、10ページを見たら、この23年の実績並びに24年の計画が、「PDCAサイクル」で回しているとあるのですが、中身を見たら「PD」で終わっている。「CA」がないのです。次期につなぐ問題、課題が何も提起されていない。「PD」でとまっていると、「CA」がない中で、何をここで検討するかということをお願いしたいと思います。

もう一つ、余りにも数字にこだわりすぎている。例えば11ページで、市町村における食育を通じた知識の向上という計画ですね、これを達成したかどうかということで数値が示してあるけれど、おしなべてそうなのですが、中身がどうかではなくマルかペケなのですね。つくったかつくっていないのか。1かゼロか、マルかペケかで90点、全体としては達成していますというのが10ページで、100点中90点とって、何か文句あるのかみたいな、挑戦的な表し方なので、そもそも「CA」の部分がないからこの数値だけでもって、我々ちゃんとやっていますよと言われても納得しがたいものがあるという感じもします。これは19年から始まって切断されたものではなく、連綿として安全・安心を向上していこうという流れがあるので、その流れを大切にして計画

を熟慮していかないと、それぞれが分散してしまって、核心に迫れないと。
で、会長がおっしゃっていたのはGAPのところですね。

(会長)

その前に、今のご意見に関しては、実際には3月にこの23年度までの実施状況、それから24年度についての説明を聞いているわけです。それから、今日はもう少し詳しい中身の資料が出て説明を受けました。数値にこだわりすぎということについては、目標ということでも量か質かということに関して、質の評価というのは別の評価基準を設けないと大変難しい部分があるのです。それで今おっしゃった、例えば11ページの数字はあくまでも計画を策定した市町村の数であり、やはりこういう表現しかないのです。確かにおっしゃる質、中身については、それぞれのところで先ほども事務局の方から反省点が述べられましたけれども、1の相互理解と府民参画の中身については、反省すべきところがあるし、その部分については書き込む必要があると言っているわけで、今回突然これまでの現行の計画を説明なしで持ち出したわけではないという認識です。

(委員)

3月は報告ですね。だから次に、計画を立てるという段階では、「CA」の部分をやはり問題ごとに抽出していかないと。こういう次年度の行動計画まで定めようとした場合に、この資料でもってそういうものは導き出せない、と判断しておりますけれども。

(事務局)

こちらの方の資料の表現の仕方や説明の仕方がわかりにくかったということで申し訳ありません。

9ページ以降の資料につきましては、こういう形で従来からきていますので、このように表現しておりますが、数値至上主義ということにはならないようにという思いでおります。ただ測定手法として、何か具体的に目に見えるものが必要だということで、その現状を把握する一つの手法、手段としてこのような形でやりました。我々としては一つの表現としてこうしてはいますが、おっしゃっていただいたように、現状の中身をしっかりと議論してこれからもやっていくべきだと思っております。

あと、「C」がないのではということで、確かに不十分だったのかしれませんが、80%未満の場合、課題と今後の取り組みという形で入れております。それが、「C」に相当するものという位置づけです。ただ、そうはいいましても、

100%達成でも課題がないことではないという認識でおりまして、そういったところが十分表現できてないところは、また考えていきたいと思います。

個別のところにつきましては、取り組みについてはそういうことですが、それを総括した形で4ページの下のところ、新たな課題、さらに充実・強化すべき課題ということを文言で出しております。ただここではそれほど具体的になっておりませんので、今のようなご意見があったのかと思います。そういった、状況認識や課題の把握、分析について不十分なところがあるかと思っておりますので、そういった面で色々とおっしゃっていただけてありがたく思います。

(委員)

確かに、私も数値化については全面否定するのとは違って、これはユニークなやり方だし、進捗状況を管理するには非常に優れたものですが、今言ったように、振り返ってどこに問題点があるという時に弱点を露呈してしまう。このやり方だとそうなるということを言っているのであって、その辺は誤解がないようにお願いしたいと思います。

それで、GAPの関係ですね。ここで38ページですが、これだけ見たら進んでない、どうなっているの、となってくると思うのです。今、GAPについては、グローバルGAPとJGAPのレベルの高いGAPだけを目指して一握りの生産者が非常にレベルの高い安全・安全の管理を行っていくというよりは、もっと裾野を広げて、生産者全体がコンプライアンス意識を持ってGAPを進めていくという方向のほうが、あるべき姿だと思います。この事案、数字から見ればダメですけども、実質的な取り組みとして、茶の生産者も先進県に準ずる形で茶独自のGAPを推進しておりますので、この辺についても、次期の計画の中では工夫をしていただきたいと思うところでもあります。

(会長)

確かに、今おっしゃっていただいた安心・安全の基盤づくりのそれぞれの取り組みについては、このまま継承するのではなくて、次期の計画ではそういうことも踏まえた形で、取り組みの中身をつくっていくということにしていきたい。

(委員)

3ページの行動計画の概要ですが、これがそのまま議会に出されるのでしょうか。

(事務局)

今日のご審議の意見を踏まえ内部で検討を加えた上で、6月議会に報告するという段取りを考えております。

(委員)

例えばというところですけども、第3章の②の食の安心感向上に向けた情報提供の強化で下線の引いてあるのは、特に強調するという意味ですね。

(事務局)

現計画との比較をした場合の違い、強化なり充実というところをアンダーラインにしております。

(委員)

そうしますと、生産者団体も消費者団体も事業者団体も、それぞれ相当ご努力をされていると思うのです。そこでこの消費者団体、事業者団体等の意見交換会とありますのを、生産者団体も入れてもらって、生産者団体も消費者団体も事業者団体も関連団体ですから、そこの意見交換会を開催するというところをクローズアップしていただいたほうがいいのではという意見です。

(会長)

今日いただいた意見を盛り込んで、議会のほうに報告される予定です。

(委員)

27年ぐらいになってくると、日本の食生活というのはどういうものなのかとか、それからこれまでもそうだったのですが、事件とか事故が起こってからの行動計画での後追的な対応となってきたのですけども、27年にはどうなるのが想定されて、それに対し京都府は取り組んでいきますと。従来こうやっています、これを更に強化し新しい分野についてはこうやっていきます、といった総論的なものが策定の趣旨に盛り込まれていたら、そういう方向を目指しているのだ、と思えるのだと思うのですけども。

(会長)

すばらしいことだと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、こういう計画をつくる時には将来のところを見越して、

我々も努力していきたいと思ひますし、この審議会の中でも今回は概要ということで、中身は変わっていくということでもありますので、しっかりと現状分析、課題分析、こういったことが現状と課題のところ、今後文章化する中で押さえていきたいと思ひます。今おっしゃっていただいた3年後をしっかりと見越した計画、そういうものも目指したいと思ひます。

(会長)

時間も限られていますが、本日の協議事項の行動計画案の概要について同意するとしてよろしいでしょうか。

事務局にお願いしたいのは、本日いただいた意見を盛り込んで行動計画案の概要をつくっていただきたいということです。

それでは皆さんが了解していただいたということで、この部分はこれで終わりです。

それでは報告事項について、説明をお願いします。

(事務局)

資料3、50ページをご覧くださいと思ひます。これは生食用食品等の取り扱いということでございますが、前回の3月の審議会のときに生食用食品の規制の中身について説明をさせていただきましたが、改めまして生食関係、生食用食肉と、それから牛レバーにつきまして、これまでの国の動き、そしてまた府の動きにつきましてご報告をさせていただきます。

まず、生食用食肉につきましては、皆さん御存じのとおり、昨年4月に富山県で飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌の食中毒が起きて多くの方が亡くなりました。それを受けまして、国の方では、規格基準を10月に施行したということがございます。京都府といたしましてもこの食中毒の発生後、緊急調査を実施いたしまして、食中毒の予防推進強化期間、例年は7月からやっているのですが、一月前倒しで対応して調査を実施いたしました。そして、9月から国が規格基準を制定するという中で、規格基準の周知、そして、監視指導の継続実施をしてきたところがございます。そして、前回の3月の審議会で御報告させていただきましたとおり、京都府食品衛生法施行細則、京都府の規則を改正いたしまして、3つのポイント、1つは営業の施設基準を細則に盛り込む、そして、届け出制度として、生食用食肉取扱い業者の届出と届出済証の店舗内に掲示、また、生食のリスクについての注意喚起をする際の、店舗に掲示する文字の大きさについても決めまして、わかりやすい表示をするという3点の規則改正を行ったということがございます。

その後、4月から施行でございますので、保健所へ届出が出てきたところに

については現地調査、立ち入り検査を行ってきたということです。現在、4施設について届出が出てきているところがございますが、これらにつきましては、営業施設基準の確認、店舗内掲示、情報提供について確認をした上で届出の受理を行うというところです。

引き続きまして、2番の牛レバーのところでございますが、生食用食肉と同様リスクが高いということで、平成10年9月に衛生基準が発出されて行政指導でやってきたわけですが、7月6日に国から、新たな措置を講じるまでの間は、生食用牛レバーを提供しないことという行政指導の通知が出ております。これは牛レバーを原因とする食中毒が平成10年から22年の間に116件もあったということで、生食用牛肉を原因とする食中毒は、その時期5件程度ということです。こちらの食中毒の発生状況は大きいということで、これについても厳しい対応をしていく必要がある。ただし、知見が不足しているので、必要な調査研究をやっていこうということになっておりまして、3月31日に、薬事・食品衛生審議会で見解が出たところがございます。この時に知見を幾つか集めたところ、牛の腸管内に腸管出血性大腸菌が存在するということが、2～9個の菌の摂取で食中毒が発生した事例があるということとか、それからこの7月の通知後4件の食中毒事例が発生し、この牛の肝臓を完全に生食するための有効な対策が見いだせないような状況があるということで、24年3月30日、夏の、いわゆる食中毒が発生しやすい時期までに、牛の肝臓の生食を禁止する方向で手続を進めるという見解が出たところがございます。

その後、4月9日、厚生労働省は食品安全委員会に規格基準の設定を諮問し、食品安全委員会が回答を行い、国は5月18日までにパブリックコメントを行ってきました。そのパブリックコメントの中身は51ページに、こういった形で募集をし、52ページにありますように6月下旬頃公布、7月1日施行ということで進められているところがございます。基準につきましては、53ページに、牛の肝臓を使用して食品を製造加工処理する場合は、それぞれの工程において63度、30分以上加熱殺菌すること、または同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること、ただし、一般消費者が過熱して飲食に供することを目的して販売する場合は、この限りでないという、こういった規格基準を設定する方向で、進んできている状況でございます。京都府といたしましては昨年からは、生食用の牛レバーの提供の自粛を指導してきておりまして、引き続き、規格基準の制定を踏まえながら、監視・指導・啓発を行っていきたくと考えております。以上でございます。

(事務局)

続きまして、資料4ということで、54ページをお願いします。食品表示に

係る情報提供ということで考えております。食品表示の一元化ということでございます。これにつきましては、54ページに書いてありますように、平成23年7月の消費者基本計画の一部改定の中で、現在、食品表示に係る法律ということで、JAS法、食品衛生法、健康増進法等があり、それぞれの省庁が所管している中で、事業者、消費者にとってわかりにくいという状況になっております。その対策として、法律を一本化するという検討が進められている状況でございます。実施時期については、後で言います検討会の結果を踏まえて、24年度中に法案提出ということで目指しておられるというところでございます。検討会につきましては、右に書いてありますように、昨年9月30日を初回に、今まで8回の会議が行われております。今年の3月から4月につきましては、中間論点整理ということで、パブリックコメントを行われておりまして、その結果についても、とりまとめがされ、検討会で検討されているという状況でございます。

55ページの方で、食品表示に関する制度ということで、現在、JAS法、食品衛生法、健康増進法をすべてクリアする形で表示がされているのですが、重複していたり、個々の品目によって対応が異なったりと難しくなっております。右に例としてヨーグルトの表示が出されておりますけれども、下に書いてありますように、色んな法律がかかわる中で、すべてをクリアする形で記載されているということでございます。国の動きということで、報告をさせていただきます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。今の2つの報告について何かご質問ございますか。

(委員)

牛レバーのことですが、一般消費者が買う時は、生で売ってもよいということでしょうか。

(事務局)

そうです。53ページのところにあるように、一般消費者が加熱して飲食に供することを目的としてということで販売する場合はこの限りでない、となっていますので、売れるということです。

(委員)

どのように調理するか、消費者も考えなくてはいけないですね。

(事務局)

ちょうど食中毒が起りやすい期間に入ってきますので、保健所や本庁でそういう啓発をきちっとやっていきたいと。

(委員)

もう一つ、表示の方なのですけれども、結局どうしようとしているのかポイントだけ教えていただきたい。

(事務局)

消費者庁でこれをやられているのですが、逐一資料、議事録、周辺の情報を集めております。出席委員、それぞれの消費者団体なり事業者のお立場で意見をおっしゃっておりかみ合っていないというのと、それから違う既存の法律の表示の入り口の部分のところで議論を始めていて、最終的な着地点が見えないような状況かと思えます。

ただ、そうは言いながら、中間案が出ております。これをもとにこれからとりまとめにかかると思っております。

ここの資料にありますように、JAS法、食品衛生法、健康増進法、その3法の共通するところをなるべく取り込んでいきたいが、物理的な表示のスペースの中、一定の字数でどれだけのものが盛り込めるかというようなことも含めまして、議論になっています。

あわせて加工食品におけます原産地表示の拡大、栄養成分表示についても議論になっているのですが、そういったものについて、必ず書かないといけないものと任意表示のものと、そういった仕分けをどうするのかということを含めて検討されているように聞いております。最後の段階にきていますので、着地点を見極めていきたいと思えます。

(会長)

別冊については何か御説明ありますか。

(事務局)

これは、ご覧いただいたら結構でございます。

(会長)

事務局のほうへお返しします。